

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度
事 業 年 度
法人名
()

別表六の二(二十四)
平三十・四・一以後終了連結事業年度分

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	1	・	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	10	円	
		当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	2			被雇用した場合 当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額 (各連結法人の(2)の合計)		11
		同上のうち損金の額に算入される金額	3			同上のうち損金の額に算入される金額の合計額 (各連結法人の(3)の合計)		12
		法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(19) \times \frac{(3)}{(12)}$	4			を雇用した場合 当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額 (各連結法人の(6)の合計)		13
	避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の認定又は確認を受けた日	5	・	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算	同上のうち損金の額に算入される金額の合計額 (各連結法人の(7)の合計)	14	
		当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	6			税額控除限度額 $(12) \times \frac{10 \text{又は} 7}{100}$ 又は $(14) \times \frac{20}{100}$	15	
		同上のうち損金の額に算入される金額	7			当期税額基準額 $(10) \times \frac{20}{100}$	16	
		法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(19) \times \frac{(7)}{(14)}$	8			当期税額控除可能額 (15)と(16)のうち少ない金額	17	
		法人税額の特別控除額の個別帰属額 (4)又は(8)	9			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7の㉑」)	18	
				法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19			

別表六の二（二十四）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の3第1項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、第25条の3の2第1項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第25条の3の3第1項（連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「福島県知事の認定又は確認を受けた日5」は、震災特例法第25条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合には「又は確認」を消し、震災特例法第25条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「認定又は」を消します。

3 「 $\frac{\text{税額控除限度額}}{(12) \times \frac{10 \text{又は} 7}{100}}$ 又は $(14) \times \frac{20}{100}$ 」¹⁵ は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところにより記載します。

(1) 震災特例法第25条の3第1項の規定の適用を受ける場合（「同上のうち損金の額に算入される金額の合計額 12」の金額のうちに平成31年4月1日から平成33

年（2021年）3月31日までの間に同項の指定を受けた連結法人が当該指定をした同項に規定する認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。）の作成した同項に規定する認定を受けた同項に規定する復興推進計画に定められた同項に規定する復興産業集積区域内に所在する同項に規定する産業集積事業所に勤務する同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額（以下「特定給与等の額」といいます。）がある場合を除きます。）には、「又は7」及び「又は $(14) \times \frac{20}{100}$ 」を消します。

(2) 震災特例法第25条の3第1項の規定の適用を受ける場合（「同上のうち損金の額に算入される金額の合計額 12」の金額が特定給与等の額のみである場合に限り）には、「10又は」及び「又は $(14) \times \frac{20}{100}$ 」を消します。

(3) 震災特例法第25条の3第1項の規定の適用を受ける場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除きます。）には、特定給与等の額の100分の7相当額と「同上のうち損金の額に算入される金額の合計額 12」の金額から特定給与等の額を控除した金額の100分の10相当額との合計額を記載します。

(4) 震災特例法第25条の3の2第1項又は第25条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には、「 $(12) \times \frac{10 \text{又は} 7}{100}$ 」又は「 $(14) \times \frac{20}{100}$ 」を消します。